

徳島市監査委員告示第 16 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

平成 26 年 4 月 1 日

| | |
|---------|--------|
| 徳島市監査委員 | 久米川 文男 |
| 同 | 工藤 誠介 |
| 同 | 岡南 均 |
| 同 | 吉本 八恵 |

行政監査結果報告書

「普通財産の管理状況について」

徳島市監査委員

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 第1 行政監査の趣旨 | 1 |
| 第2 監査のテーマ | 1 |
| 第3 監査の目的 | 1 |
| 第4 監査の期間 | 1 |
| 第5 監査の対象及び範囲 | 1 |
| 第6 監査の着眼点 | 1 |
| 第7 監査の方法 | 2 |
| 第8 公有財産制度の概要 | 2 |
| 第9 監査の結果 | 4 |
| 1 公有財産の保有・処分等の状況 | 4 |
| (1) 公有財産の保有状況 | |
| (2) 普通財産の保有状況 | |
| (3) 普通財産の処分及び活用状況 | |
| 2 普通財産の管理状況 | 8 |
| (1) 財産台帳の整備状況 | |
| (2) 境界標等の設置状況 | |
| (3) 日常の維持管理の状況 | |
| (4) 不法占拠の状況 | |
| 3 普通財産の利用状況 | 10 |
| (1) 貸付財産の貸付先の状況 | |
| (2) 貸付財産の用途及び貸付期間 | |
| (3) 貸付料の状況 | |
| (4) 契約の締結状況 | |
| (5) 利用中の財産 | |
| (6) 未利用の財産 | |
| 4 監査結果に対する指摘事項 | 14 |
| 第10 監査意見（むすび） | 15 |
| （資料1） 監査対象財産一覧 | 18 |

行政監査結果報告書

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が経済性・効率性及び有効性の観点から適正に行われているかなどについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

「普通財産の管理状況について」

第3 監査の目的

公有財産の管理及び運営については、地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

また、地方自治法第238条の5には「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。」と規定されていることから、普通財産は一般私人と同等な立場で保有する財産であり、市の貴重な経営資源として適正な管理と有効な活用がなされなければならないものである。

本市においても、数多くの普通財産を保有しているところであり、その管理運営が適正かつ効率的であるか、またその運用方法が公平に行われているかなどの実態を把握することにより、今後の適正な事務の執行に資することを目的とするものである。

第4 監査の期間

平成25年9月26日から平成26年3月26日まで

第5 監査の対象及び範囲

1 監査対象部局

財政部管財課及び調査対象である普通財産を管理する部局（公営企業会計を除く）。

2 監査対象範囲

平成25年4月1日現在において所有する普通財産である土地（山林を除く）及び建物。

第6 監査の着眼点

1 財産の管理状況について

- (1) 財産台帳は整備され、取得、処分、所管替等の経過が正確に記載されているか。
- (2) 財産は財産台帳及び附属図面と合致しているか。
- (3) 登記はされているか。
- (4) 土地の境界は明確になっているか。
- (5) 維持管理は適正になされているか。

2 貸付財産の状況について

- (1) 貸付の理由、期間、条件及び貸付料等について契約締結において適切かつ、統一的な取扱いがなされているか。
- (2) 現地の状況が貸付の内容に一致し、効率的に運用されているか。

3 未利用財産について

- (1) 未利用財産の活用や処分が適正になされているか。

第7 監査の方法

着眼点に基づいて作成した行政監査調書（調査票）及び財産台帳等、関係書類の提出を関係課に求め、全件について書類審査を実施するとともに、所在及び現況等の確認のためGISを活用した事前調査を行い、現状把握及び検討を要する可能性のある27件を抽出し現地調査を行った。また、当該事業の状況や実績等を担当職員に対して聴き取り調査を行った。

第8 公有財産制度の概要

1 公有財産の範囲及び分類について

地方公共団体が所有する財産は地方自治法上、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうとされている。このうち公有財産は、不動産、船舶、地上権、特許権、株式、出資などに区分され、利用目的により行政財産と普通財産に分類される。

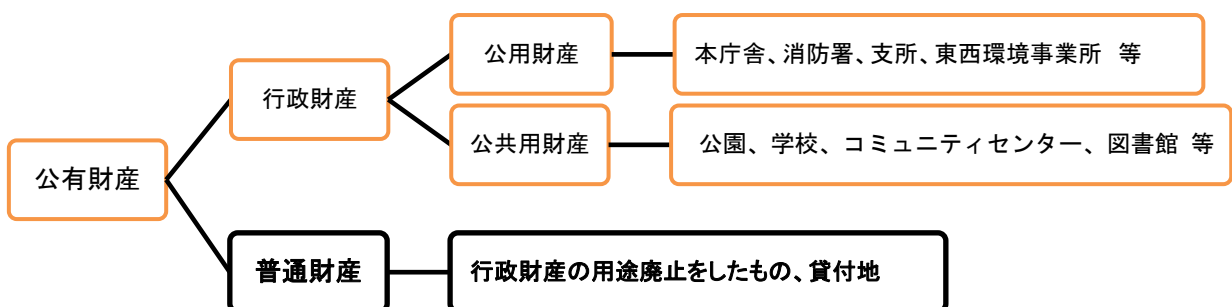
行政財産と普通財産の不動産について、それぞれ具体例をあげると次のとおりである。

(1) 行政財産

行政財産は、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。行政財産は、原則として貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的、若しくは信託、又はこれに私権を設定することができないとされている。

(2) 普通財産

普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産をいう。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができるものとされている。



2 公有財産の取扱いについて

地方財政法第 8 条には、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と公有財産の管理、運用の基本原則が規定されている。

また、地方自治法第 149 条第 6 号には、普通地方公共団体の長の主要な権限の一つに「財産を取得し、管理し、及び処分すること。」とし、財産の総括的管理権を普通地方公共団体の長が有することについて規定している。

3 本市における公有財産の管理等について

本市における公有財産の取得、管理及び処分の取扱いについては、法令その他別に定めるもののほか、公有財産規則（以下「規則」という。）に基づき行われている。

規則第 3 条には、公有財産の統括管理者として、財政部長は、公有財産の効率的な運用を図り、取得、管理及び処分の適正を期するため、公有財産に関する事務を統一し、必要な調整及び統括をしなければならないとされている。

また、財政部長は財産の管理状況を調査し、関係課長に対して財産の用途の変更、廃止又は所管換え等の必要な措置を求めることができるものとされている。

公有財産の管理については、規則第 4 条において、行政財産は、その事務事業を所管する課長が管理するものとされ、普通財産は、管財課長が管理するが、その管理が不相当と認める財産については財政部長が指定する課長が管理するものとされている。

なお、公有財産を管理する上での留意事項及び必要な手続きについては、規則第 15 条から第 19 条に詳細な規定が定められている。

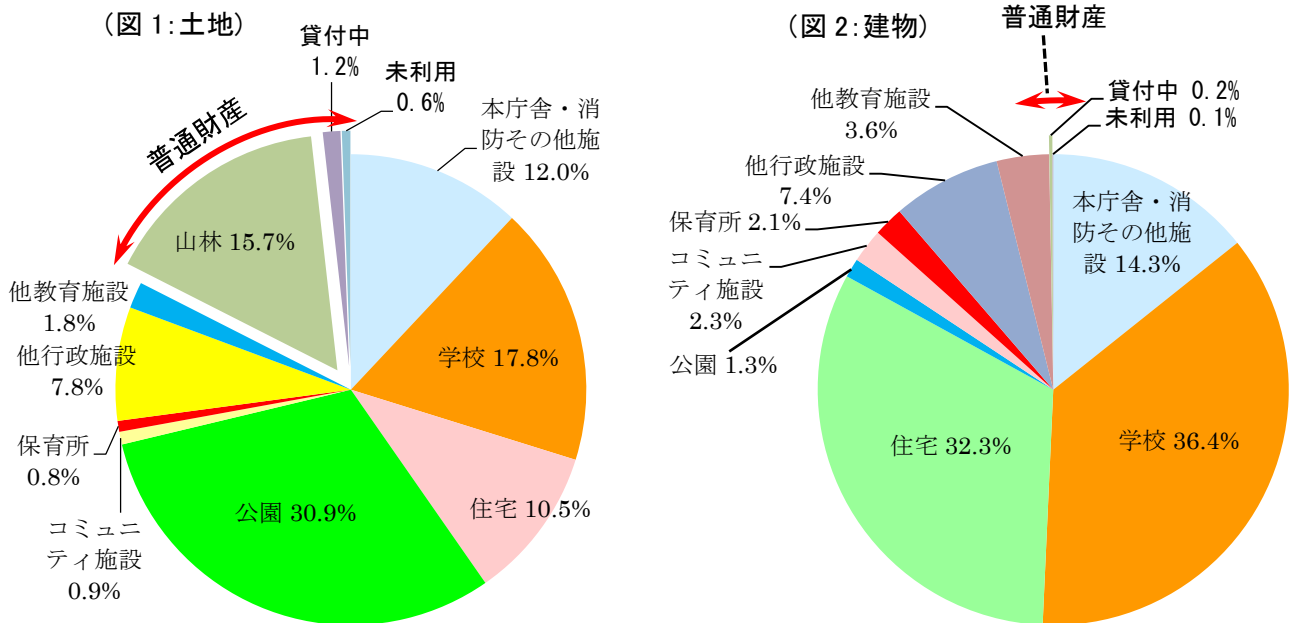
第9 監査の結果

1 公有財産の保有・処分等の状況

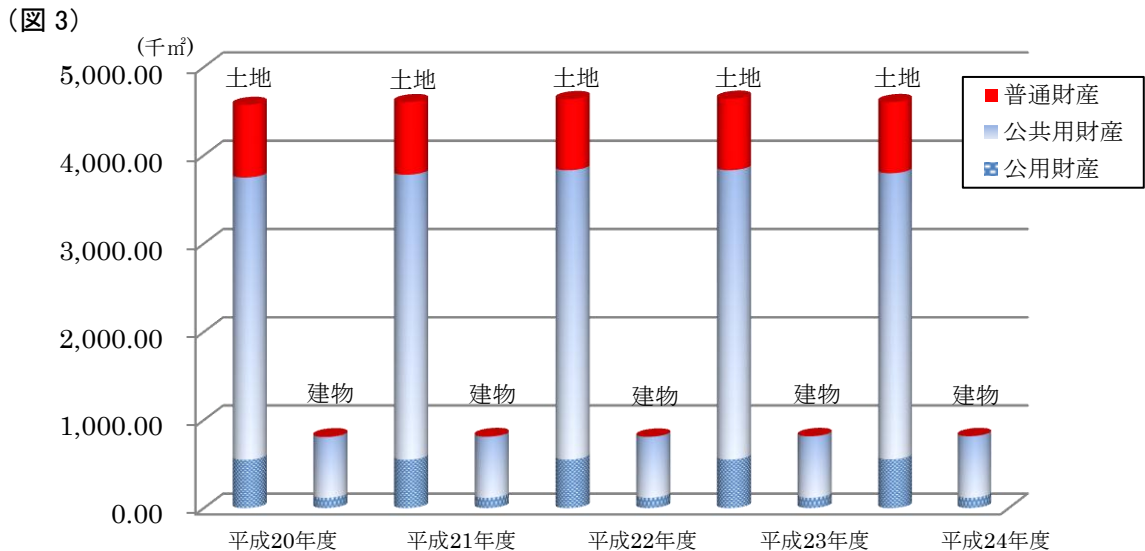
(1) 公有財産の保有状況

土地の面積は 4,602,763.90 m²（平成 25 年 3 月 31 日現在：道路、法定外公共物等を除く）で、利用別で見ると、行政財産のうち公用財産は 89 件、552,027.07 m²で全面積の約 12.0%、公共用財産は 455 件、3,244,271.79 m²で約 70.5%を占めており、普通財産は 92 件、806,465.04 m²で約 17.5%を占めている。

また、建物の面積は 818,045.79 m²（平成 25 年 3 月 31 日現在）で、利用別で見ると、行政財産のうち公用財産は 145 件、116,809.70 m²で全面積の約 14.3%、公共用財産は 367 件、698,940.13 m²で約 85.4%を占めており、普通財産は 10 件、2,295.96 m²で約 0.3%を占めている。平成 24 年度末の利用別割合を示すと(図 1、2)のとおりとなり、過去 5 年間の公有財産利用別保有状況の推移は(図 3)及び(表 1、2)のとおりである。



※平成 24 年度 公有財産の異動状況報告書を基に作成。



(表 1:土地)

| 財産区分 | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|
| | 件数 件 | 面積 ㎡ | 件数 件 | 面積 ㎡ | 件数 件 | 面積 ㎡ | 件数 件 | 面積 ㎡ | 件数 件 | 面積 ㎡ |
| 行政財産 | 502 | 3,747,579.88 | 526 | 3,779,428.73 | 529 | 3,829,991.79 | 540 | 3,831,137.11 | 544 | 3,796,298.86 |
| 公用(内訳) | | | | | | | | | | |
| 本庁舎 | 1 | 12,708.24 | 1 | 12,708.24 | 1 | 12,708.24 | 1 | 12,708.24 | 1 | 12,708.24 |
| 消防施設 | 25 | 8,538.05 | 25 | 8,538.05 | 25 | 8,538.05 | 27 | 8,558.06 | 28 | 8,846.89 |
| 他公用施設 | 59 | 526,481.71 | 60 | 527,168.55 | 60 | 528,436.22 | 60 | 529,493.59 | 60 | 530,471.94 |
| 小計 | 85 | 547,728.00 | 86 | 548,414.84 | 86 | 549,682.51 | 88 | 550,759.89 | 89 | 552,027.07 |
| 公共用(内訳) | | | | | | | | | | |
| 学校 | 71 | 813,388.22 | 71 | 813,388.22 | 72 | 816,425.66 | 72 | 816,425.66 | 72 | 820,185.18 |
| 公営住宅 | 56 | 490,552.38 | 56 | 488,339.90 | 56 | 484,328.42 | 56 | 483,675.37 | 55 | 483,513.17 |
| 公園 | 162 | 1,417,460.30 | 165 | 1,418,032.62 | 169 | 1,459,435.70 | 174 | 1,460,194.19 | 178 | 1,424,243.54 |
| コミュニティ施設 | 24 | 40,261.49 | 24 | 40,261.49 | 24 | 40,261.49 | 24 | 40,261.49 | 24 | 40,098.49 |
| 保育所 | 28 | 33,762.48 | 28 | 33,762.48 | 29 | 35,904.05 | 29 | 34,438.43 | 29 | 34,438.43 |
| 他行政施設 | 59 | 321,511.35 | 79 | 354,313.52 | 76 | 361,038.30 | 80 | 362,466.42 | 80 | 358,877.32 |
| 他教育施設 | 17 | 82,915.66 | 17 | 82,915.66 | 17 | 82,915.66 | 17 | 82,915.66 | 17 | 82,915.66 |
| 小計 | 417 | 3,199,851.88 | 440 | 3,231,013.89 | 443 | 3,280,309.28 | 452 | 3,280,377.22 | 455 | 3,244,271.79 |
| 普通財産 | 94 | 823,363.53 | 93 | 822,574.70 | 93 | 805,922.10 | 94 | 809,332.52 | 92 | 806,465.04 |
| 合計 | 596 | 4,570,943.41 | 619 | 4,602,003.43 | 622 | 4,635,913.89 | 634 | 4,640,469.63 | 636 | 4,602,763.90 |

※公有財産の異動状況報告書を基に作成(数値は各年度末現在)。

(表 2:建物)

| 財産区分 | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|
| | 件数 件 | 面積 ㎡ | 件数 件 | 面積 ㎡ | 件数 件 | 面積 ㎡ | 件数 件 | 面積 ㎡ | 件数 件 | 面積 ㎡ |
| 行政財産 | 505 | 805,773.88 | 506 | 809,501.31 | 507 | 809,183.59 | 508 | 814,649.74 | 512 | 815,749.83 |
| 公用(内訳) | | | | | | | | | | |
| 本庁舎 | 1 | 38,802.57 | 1 | 38,802.57 | 1 | 38,802.57 | 1 | 38,802.57 | 1 | 38,802.57 |
| 消防施設 | 45 | 10,214.81 | 45 | 10,288.31 | 44 | 10,214.91 | 44 | 10,239.51 | 45 | 10,360.31 |
| 他公用施設 | 98 | 67,279.90 | 98 | 67,247.82 | 98 | 67,247.82 | 99 | 67,646.82 | 99 | 67,646.82 |
| 小計 | 144 | 116,297.28 | 144 | 116,338.70 | 143 | 116,265.30 | 144 | 116,688.90 | 145 | 116,809.70 |
| 公共用(内訳) | | | | | | | | | | |
| 学校 | 75 | 291,678.64 | 75 | 295,052.50 | 75 | 295,274.50 | 75 | 298,013.37 | 75 | 298,094.34 |
| 公営住宅 | 53 | 264,767.13 | 53 | 264,767.13 | 53 | 264,091.71 | 52 | 264,052.93 | 51 | 264,019.13 |
| 公園 | 35 | 10,777.23 | 35 | 10,777.23 | 36 | 10,978.96 | 36 | 10,978.97 | 39 | 10,673.91 |
| コミュニティ施設 | 27 | 18,817.84 | 28 | 19,007.68 | 28 | 19,007.68 | 28 | 19,007.68 | 28 | 19,007.68 |
| 保育所 | 34 | 15,687.29 | 34 | 15,687.29 | 34 | 15,687.29 | 33 | 15,531.05 | 34 | 16,804.32 |
| 他行政施設 | 101 | 62,703.17 | 101 | 62,825.48 | 102 | 63,068.20 | 101 | 61,023.98 | 101 | 60,987.89 |
| 他教育施設 | 36 | 25,045.30 | 36 | 25,045.30 | 36 | 24,809.95 | 39 | 29,352.86 | 39 | 29,352.86 |
| 小計 | 361 | 689,476.60 | 362 | 693,162.61 | 364 | 692,918.29 | 364 | 697,960.84 | 367 | 698,940.13 |
| 普通財産 | 13 | 9,209.84 | 11 | 8,864.42 | 10 | 2,295.96 | 11 | 3,602.00 | 10 | 2,295.96 |
| 合計 | 518 | 814,983.72 | 517 | 818,365.73 | 517 | 811,479.55 | 519 | 818,251.74 | 522 | 818,045.79 |

※公有財産の異動状況報告書を基に作成(数値は各年度末現在)。

(2) 普通財産の保有状況

監査対象である普通財産の件数及び面積は、土地では 82 件、82,424.04 m²、建物では 10 件、2,295.96 m²（平成 25 年 3 月 31 日現在）となっている。このうち、貸付中及び利用中の財産は、土地が 64 件、56,813.02 m²、建物が 9 件、2,290.03 m²となっている。

また、未利用の財産は、土地では 15 件、23,236.37 m²で普通財産面積全体の約 28.2% を占め、建物では 1 件、5.93 m²となっており、次の(表 3、4)に示すとおりである。

なお、利用状況の分類については、契約手続きを経て貸し付けているものを「貸付中」、市が直接利用している又は公共的な用途に利用されているものを「利用中」、未利用のまま保有しているものを「未利用」、所有権に争いがあるなどの制約により利用出来ないものを「その他」とした。

次に、普通財産を所管別に見てみると土地・建物ともに 70%を超える財産を管財課長が管理し、残りの財産の管理については他の課長等を指定していることが分かる。

(表 3)

| 管理担当課 | 土地 | | | | | | | | | |
|----------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|
| | 計 | | 貸付中 | | 利用中 | | 未利用 | | その他 | |
| | 件数 件 | 面積 m ² | 件数 件 | 面積 m ² | 件数 件 | 面積 m ² | 件数 件 | 面積 m ² | 件数 件 | 面積 m ² |
| 管財課 | 59 | 63,883.08 | 28 | 35,366.98 | 13 | 2,905.08 | 15 | 23,236.37 | 4 | 2,374.65 |
| 市民環境政策課 | 1 | 131.16 | 1 | 131.16 | | | | | | |
| 保健センター | 1 | 438.85 | 1 | 438.85 | | | | | | |
| 障害福祉課 | 2 | 1,510.68 | 2 | 1,510.68 | | | | | | |
| 介護・ながいき課 | 3 | 5,166.56 | 3 | 5,166.56 | | | | | | |
| 保護課 | 1 | 182.72 | 1 | 182.72 | | | | | | |
| 保育課 | 10 | 9,736.99 | 9 | 9,570.09 | 1 | 166.90 | | | | |
| 広域道整備課 | 5 | 1,374.00 | 5 | 1,374.00 | | | | | | |
| 合計 | 82 | 82,424.04 | 50 | 53,741.04 | 14 | 3,071.98 | 15 | 23,236.37 | 4 | 2,374.65 |

※管財課管理の財産のうちの1件については、土地上の建物を団体への貸付と市の利用とに活用しており、それぞれに計上しているが、計には1件のみ計上している。なお、面積は建物の面積で按分している。

※貸付中の土地の面積については、一部貸付けの場合、貸付部分以外の土地の面積も含む。

(表 4)

| 管理担当課 | 建物 | | | | | | | |
|----------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|
| | 計 | | 貸付中 | | 利用中 | | 未利用 | |
| | 件数 件 | 面積 m ² | 件数 件 | 面積 m ² | 件数 件 | 面積 m ² | 件数 件 | 面積 m ² |
| 管財課 | 7 | 1,700.18 | 3 | 115.82 | 3 | 1,578.43 | 1 | 5.93 |
| 保健センター | 1 | 197.57 | 1 | 197.57 | | | | |
| 障害福祉課 | 1 | 71.09 | 1 | 71.09 | | | | |
| 介護・ながいき課 | 1 | 327.12 | 1 | 327.12 | | | | |
| 合計 | 10 | 2,295.96 | 6 | 711.60 | 3 | 1,578.43 | 1 | 5.93 |

(3) 普通財産の処分及び活用状況

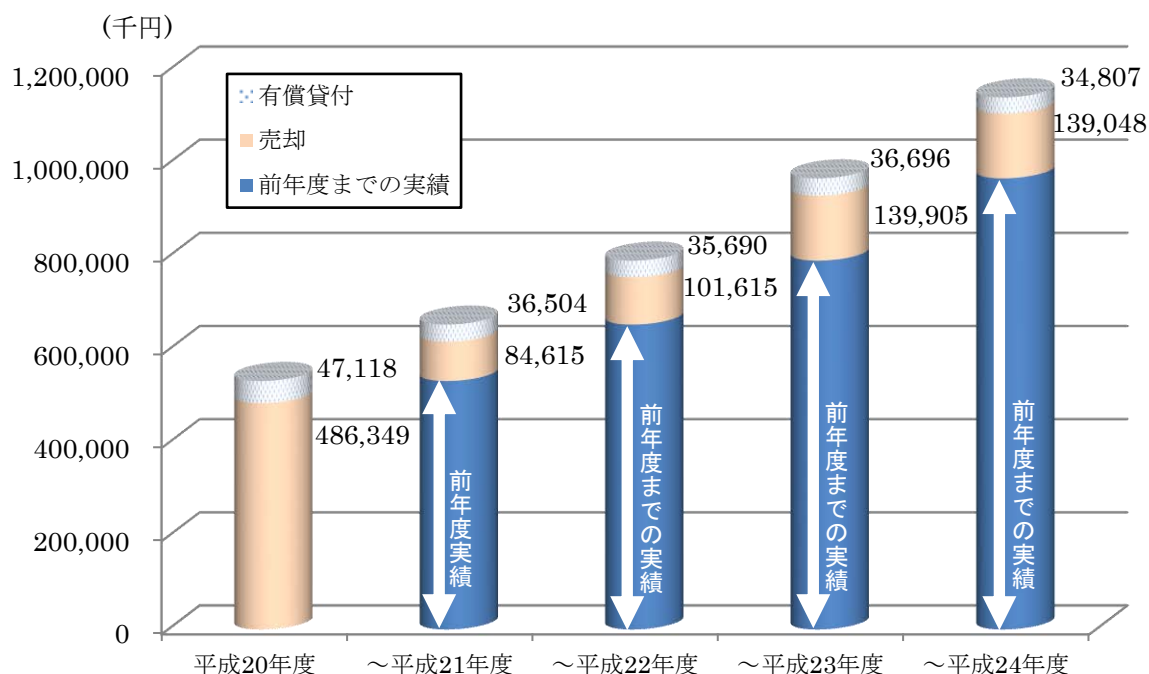
本市では目指す将来像「心おどる水都・とくしま」の実現に向け、現在、第2期徳島市行財政健全化計画に基づく取り組みを進めている。

中でも、健全化の方策の一つに歳入確保による財政基盤の強化を掲げており、第1期計画に引き続き、未利用財産の有効活用と計画的な処分に力を注いでいるところである。これまでも平成18年から設置している公有財産活用推進会議・幹事会での全庁的な検討を重ね、計画的な財産の処分を実施している。

平成20年度以降に実施された普通財産の処分と有償貸付の実施状況は下の(表5)のとおりであり、売却金額累計は過去5年間で9億5,153万2,272円、貸付金額累計は1億9,081万5,155円、総額11億4,234万7,427円となっている。

なお、(図4)は平成20年度からの実績を積み上げたものである。

(図4)



※前年度までの実績には有償貸付額及び売却額の両方を含む。

(表5)

| 年度 | 売却 | | | 有償貸付 | | | 累計 金額 円 |
|--------|---------|-----------|-------------|---------|-----------|-------------|---------------|
| | 件数 件 | 面積 ㎡ | 金額 円 | 件数 件 | 面積 ㎡ | 金額 円 | |
| 平成20年度 | 27 | 6,020.46 | 486,349,007 | 10 | 13,975.58 | 47,118,082 | 533,467,089 |
| 平成21年度 | 21 | 3,268.08 | 84,615,141 | 12 | 15,923.12 | 36,504,333 | 654,586,563 |
| 平成22年度 | 9 | 16,922.22 | 101,615,036 | 12 | 15,923.12 | 35,689,542 | 791,891,141 |
| 平成23年度 | 24 | 2,843.93 | 139,905,291 | 14 | 21,023.17 | 36,695,848 | 968,492,280 |
| 平成24年度 | 21 | 3,828.83 | 139,047,797 | 14 | 21,023.17 | 34,807,350 | 1,142,347,427 |
| 合計 | 102 | 32,883.52 | 951,532,272 | 62 | 87,868.16 | 190,815,155 | — |

※各年度歳入決算額を基に作成。

※売却面積には建物の面積を含まない。

2 普通財産の管理状況

(1) 財産台帳の整備状況

財産台帳の整備については、規則第 46 条に公有財産の状況を把握するため、その台帳の備えつけが義務づけられている。また、第 47 条から第 49 条に台帳に記載する内容等についての規定が定められており、財産台帳もしくはその副本はすべての財産において備えられていた。しかしながら、土地では記載内容のうち財産区分、地番等の記載誤りがあるものが 19 件、地積が登記と異なるもの及び各年度末の公有財産に関する増減異動状況の報告書に記載の地積と異なるものが 20 件、地番別明細が整理されていないものが 18 件みられた。建物では、財産区分に誤りがあるものが 1 件、面積に誤りがあるものが 1 件みられた。

なお、台帳価額の記載及び価額の改定については、ほとんどの財産で実施されていなかった。

(2) 境界標等の設置状況

規則第 19 条には、市有財産の適正な管理と効率的な運用を果たすとともに、所有権の保全の観点からも、境界を確定し、境界標を埋設することが義務づけられている。

境界及び境界標等の設置状況を現況地目ごとに示したものは下の(表 6)のとおりである。境界が確定しており、境界標の設置が確認できるものは 29 件で全体の約 35.4%を占めている。また、境界は確定しているものの境界標の設置が確認できないものは 29 件、約 35.4%、境界が確定していないもの（境界の一部しか確定していないものを含む）は 24 件、約 29.3%となっている。

(表 6)

| 区分 (現況地目) | 計 (件) | 境界確定済 | | | | 境界未確定 | |
|--------------|----------|--------|--------|--------|--------|-----------|-----------|
| | | 境界標あり | | 境界標なし | | 件数 (件) | 割合 (%) |
| | | 件数 (件) | 割合 (%) | 件数 (件) | 割合 (%) | | |
| 宅地 | 62 | 24 | 38.7 | 21 | 33.9 | 17 | 27.4 |
| 雑種地 | 4 | 2 | 50.0 | 2 | 50.0 | | |
| 田畑 | 4 | 1 | 25.0 | 2 | 50.0 | 1 | 25.0 |
| 公衆用道路 | 3 | 1 | 33.3 | 1 | 33.3 | 1 | 33.3 |
| 公園 | 2 | | | | | 2 | 100.0 |
| その他 | 7 | 1 | 14.3 | 3 | 42.9 | 3 | 42.9 |
| 合計 | 82 | 29 | 35.4 | 29 | 35.4 | 24 | 29.3 |

※区分は現況地目による。

※「その他」・・・山林、堤とう、用悪水路。

(3) 日常の維持管理の状況

市有財産を常に良好の状態におくためには、日頃からその維持、保存に留意し、貸付財産等については使用の状況を確認するなど、日常の維持管理の実施が不可欠であり、規則第 15 条に管理における注意事項が規定されるとともに、「その用途又は目的

に従い、最も効率的に使用しなければならない。」とされている。

所管課が実施する日常管理の実施状況については(表7)のとおりであり、土地では、(1)見回りや草刈り等を実施しているものが5件、(2)フェンスや施錠管理等進入防止策を実施しているものが4件、(1)(2)の両方を実施しているものが13件あり、特に実施していないものは60件で全件数の約73.2%を占めている。また、建物では、実施しているものは4件あり、特に実施していないものは6件となっている。

(表7)

| 区分 (現況地目) | 計 件 | (1)見回り・ 草刈り等 | (2)フェンス・施錠 管理等進入防止策 | (1)(2)両方実施 | 特に実施せず |
|--------------|--------|-----------------|------------------------|------------|--------|
| | | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 宅地 | 62 | 2 | 3 | 13 | 44 |
| 雑種地 | 4 | 2 | | | 2 |
| 田畑 | 4 | | | | 4 |
| 公衆用道路 | 3 | | | | 3 |
| 公園 | 2 | | 1 | | 1 |
| その他 | 7 | 1 | | | 6 |
| 土地合計 | 82 | 5 | 4 | 13 | 60 |
| 建物 | 10 | 1 | 1 | 2 | 6 |
| 建物合計 | 10 | 1 | 1 | 2 | 6 |

※区分は現況地目による。

※特に実施せずには、市は実施していないが、貸付相手方が実施しているとの回答を含む。

※「その他」・・・山林、堤とう、用悪水路。

(4) 不法占拠の状況

現地調査により明らかとなった不法占拠の状況は(表8)のとおりであり、6件の土地において確認された。

具体的な占拠の態様であるが、無断駐車されているものが2件、廃車や自転車が放置されているものが3件、花壇やプランターを置くなど近隣の住民に使用されているものが2件、農地として利用されているものが1件あり、一つの財産に複数認められるものはそれぞれを1件とし、全部で8件が確認された。

(表8)

| 区分 (現況地目) | 件数 件 | 占拠の態様 | | | | | 計 件 |
|--------------|---------|-----------|---------|----------------|----------|---------|--------|
| | | 無断駐車 件 | 廃車 件 | 放置 自転車 件 | 花壇等 件 | 農地 件 | |
| 宅地 | 4 | 1 | 2 | 1 | 2 | | 6 |
| 雑種地 | 1 | 1 | | | | | 1 |
| 田畑 | 1 | | | | | 1 | 1 |
| 合計 | 6 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 8 |

※不法占拠は一つの財産に複数箇所存在するものがあり、重複して計上している。

3 普通財産の利用状況

(1) 貸付財産の貸付先の状況

普通財産のうち、貸付財産は土地 50 件、建物 6 件の計 56 件となっており、貸付先別の件数および面積の状況は(表 9)に示すとおりである。

貸付の相手方であるが、土地と建物を合わせ、地方公共団体 8 件、社会福祉法人 15 件、財団法人・社団法人 4 件、町内会・地域の団体 22 件、民間企業・個人 7 件となっている。

(表 9)

| 貸付の相手方 | 計 件 | 土地 | | 建物 | |
|-----------|--------|---------|-----------|---------|-----------|
| | | 件数 件 | 貸付面積 ㎡ | 件数 件 | 貸付面積 ㎡ |
| 地方公共団体 | 8 | 8 | 17,618.41 | | |
| 社会福祉法人 | 15 | 14 | 16,052.14 | 1 | 71.09 |
| 財団法人・社団法人 | 4 | 3 | 2,087.23 | 1 | 327.12 |
| 町内会・地域の団体 | 22 | 19 | 3,739.33 | 3 | 115.82 |
| 民間企業・個人 | 7 | 6 | 13,899.71 | 1 | 197.57 |
| 合計 | 56 | 50 | 53,396.82 | 6 | 711.60 |

(2) 貸付財産の用途及び貸付期間

貸付財産を用途別、貸付期間別にその状況を示すと(表 10、11)のとおりとなっている。土地については、用途別では集会所での利用が 15 件と最も多く、全体の 30.0% を占め、次に福祉施設 14 件・28.0%、続いて駐在所 4 件、住宅用敷地 3 件、事務所 2 件の順となっており、建物では集会所 1 件、福祉施設 1 件、事務所 2 件などとなっている。

また、貸付期間については、貸付年数が不明なものを含め、貸付開始から 20 年を超える長期貸付となっているものは土地・建物を合わせて 45 件（内 3 件については土地・建物を同一用途に利用）と、全体の約 80.4%に達している。

(表 10: 土地)

| 用途 | 計 件 | 貸付期間 | | | | | |
|-------|--------|-----------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------|
| | | 5年未満 件 | 5年以上 10年未満 件 | 10年以上 20年未満 件 | 20年以上 30年未満 件 | 30年 以上 件 | 不明 件 |
| 集会所 | 15 | | | 1 | 3 | 8 | 3 |
| 福祉施設 | 14 | 2 | | 2 | | 9 | 1 |
| 駐在所 | 4 | | | | | 2 | 2 |
| 住宅用敷地 | 3 | | | | | 3 | |
| 事務所 | 2 | | | 1 | 1 | | |
| 駐車場 | 1 | 1 | | | | | |
| 公園 | 1 | | | | | 1 | |
| その他 | 10 | 2 | | | 3 | 4 | 1 |
| 合計 | 50 | 5 | 0 | 4 | 8 | 26 | 7 |

※福祉施設・・・保育所、老人福祉施設など。

※その他・・・林業試験用地、診療所、農地、商業施設、防災倉庫用地など。

(表 11:建物)

| 用途 | 件数 件 | 貸付期間 | | | | | |
|------|---------|-----------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------|
| | | 5年未満 件 | 5年以上 10年未満 件 | 10年以上 20年未満 件 | 20年以上 30年未満 件 | 30年 以上 件 | 不明 件 |
| 集会所 | 1 | | | | | 1 | |
| 福祉施設 | 1 | | | | | | 1 |
| 事務所 | 2 | | | 1 | 1 | | |
| その他 | 2 | 1 | | | | | 1 |
| 合計 | 6 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 |

※その他・・・診療所、防災倉庫。

(3) 貸付料の状況

貸付料の額の算定については、規則第 27 条に規定されており、当該財産の時価に土地は 100 分の 3、建物は 100 分の 5 を乗じて得た額を基準として定めることとなっている。また、他の地方公共団体、その他公共的団体等において公用、公共用又は公益事業に利用する場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条に基づき、無償又は減額して貸し付けることができることとしており、普通財産貸付事務要領に貸付料の減免等、具体的な取扱い基準を定め、その統一的な運用に努めているところである。

用途別及び貸付料の有償・無償別にその状況を示すと下の(表 12、13)のとおりとなる。土地・建物を含め、住宅用敷地や駐車場など個人又は営利目的に利用されるものについては、基準額での貸し付けが行われており、集会所、福祉施設及び駐在所などの公共的な用途に利用される財産については、条例に基づき減額もしくは無償で貸し付けが行われ、土地・建物を合わせて 48 件となっている。

(表 12:土地)

| 用途 | 計 | | | 有償 | | | | | | 無償 | |
|-------|---------|-----------|------------|---------|-----------|------------|---------|----------|-----------|---------|-----------|
| | 件数 件 | 面積 ㎡ | 貸付料 円 | 満額 | | | 減額 | | | 件数 件 | 面積 ㎡ |
| | | | | 件数 件 | 面積 ㎡ | 貸付料 円 | 件数 件 | 面積 ㎡ | 貸付料 円 | | |
| 集会所 | 15 | 3,108.14 | 215,508 | | | | 4 | 448.94 | 215,508 | 11 | 2,659.20 |
| 福祉施設 | 14 | 16,052.14 | 2,363,126 | | | | 3 | 6,432.05 | 2,363,126 | 11 | 9,620.09 |
| 駐在所 | 4 | 733.86 | 0 | | | | | | | 4 | 733.86 |
| 住宅用敷地 | 3 | 287.41 | 381,695 | 3 | 287.41 | 381,695 | | | | | |
| 事務所 | 2 | 368.13 | 0 | | | | | | | 2 | 368.13 |
| 駐車場 | 1 | 615.54 | 2,646,000 | 1 | 615.54 | 2,646,000 | | | | | |
| 公園 | 1 | 14,129.99 | 0 | | | | | | | 1 | 14,129.99 |
| その他 | 10 | 18,101.61 | 27,302,107 | 3 | 13,239.23 | 27,302,107 | | | | 7 | 4,862.38 |
| 合計 | 50 | 53,396.82 | 32,908,436 | 7 | 14,142.18 | 30,329,802 | 7 | 6,880.99 | 2,578,634 | 36 | 32,373.65 |

※福祉施設・・・保育所、老人福祉施設など。

※その他・・・林業試験用地、診療所、農地、商業施設、防災倉庫用地など。

※事務所・・・公益を目的とする団体が利用。

(表 13: 建物)

| 用途 | 計 | | | 有償 | | | | | | 無償 | |
|------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 件数 件 | 面積 ㎡ | 貸付料 円 | 満額 | | | 減額 | | | 件数 件 | 面積 ㎡ |
| | | | | 件数 件 | 面積 ㎡ | 貸付料 円 | 件数 件 | 面積 ㎡ | 貸付料 円 | | |
| 集会所 | 1 | 73.00 | 0 | | | | | | | 1 | 73.00 |
| 福祉施設 | 1 | 71.09 | 0 | | | | | | | 1 | 71.09 |
| 事務所 | 2 | 349.51 | 0 | | | | | | | 2 | 349.51 |
| その他 | 2 | 218.00 | 339,356 | 1 | 197.57 | 339,356 | | | | 1 | 20.43 |
| 合計 | 6 | 711.60 | 339,356 | 1 | 197.57 | 339,356 | 0 | 0.00 | 0 | 5 | 514.03 |

※その他・・・診療所、防災倉庫。

(4) 契約の締結状況

普通財産を貸し付ける場合の契約の目的、貸付料及び貸付期間など、貸付契約書に記載すべき事項については規則第 31 条に、また、貸し付けにかかる決裁手続きに必要な事項については、規則第 33 条に詳細な規定が置かれている。

貸付財産の契約書及び決裁手続きについては、おおむね適正に処理がなされていたが、契約締結にかかる決裁権者に誤りがあるもの 7 件、賃貸借契約書に印紙の貼付がないもの 1 件、契約書を紛失しているもの 2 件、契約期間が満了している、又は貸付原因の消滅により契約が失効しているにも関わらず、契約の更新手続きが出来ていないもの 2 件、倉庫、看板、電柱等の設置について貸付手続きが出来ていないもの 6 件などが見られた。

また、契約期間の定めはあるものの、双方に異議がない場合に自動的に契約が更新されることとしているため、相当の長期に渡って契約当初の状況が続いているものが散見された。

(5) 利用中の財産

普通財産の中には、貸付財産でもなく、未利用財産でもない財産が土地・建物を含めて 17 件存在し、その利用状況は次の(表 14、15)のとおりである。

これらの財産は、現在、何らかの用途に利用されており、書庫や倉庫の敷地として利用しているもの 4 件、道路や水路、公園など公共的な利用に供しているもの 8 件などとなっており、建物は全て市が書庫として利用している。

(表 14)

| 利用区分 | 土地 | |
|------|----|----------|
| | 件 | ㎡ |
| 書庫敷地 | 3 | 1,792.34 |
| 道路 | 3 | 356.18 |
| 水路 | 3 | 228.85 |
| 公園 | 2 | 439.45 |
| 倉庫敷地 | 1 | 69.39 |
| その他 | 2 | 185.77 |
| 計 | 14 | 3,071.98 |

(表 15)

| 利用区分 | 建物 | |
|------|----|----------|
| | 件 | ㎡ |
| 書庫 | 3 | 1,578.43 |
| 計 | 3 | 1,578.43 |

(6) 未利用の財産

未利用財産の未利用面積別並びに未利用期間別の件数等の状況を示したものは次の(表 16)のとおりである。

なお、未利用財産として区分する財産は 15 件であるが、その内、飛び地を含む複数筆で一つの財産を構成している 4 件については一体利用が出来ないことから、1 筆を 1 件として集計しており、未利用土地の件数は 24 件となっている。

未利用土地を面積で分類すると、1,000 m²を超えるものは徳島東工業高校跡地 18,311.11 m²、勝占伝染病院跡地 2,433.91 m²の 2 件、500 m²を超えるものは入田刑務所建設残地の一部 571.90 m²の 1 件、200 m²を超えるものは 2 件であった。なお、100 m²に満たない狭小な土地は 13 件あり、未利用土地全件数の約 54.2%を占めている。

また、未利用期間別で見ると、20 年を超える長期間利用されていない土地は 15 件あり、全筆数の 62.5%を占めているが、面積に占める割合では約 16.9%となっている。

(表 16)

| 未利用面積 | 筆数 件 | (内訳) 未利用期間 | | | | | 面積 m ² |
|--|---------|------------|-------|--------|--------|-------|----------------------|
| | | ~5年 | 5~10年 | 10~20年 | 20~30年 | 30年以上 | |
| 100m ² 未満 | 13 | | | 3 | 3 | 7 | 513.31 |
| 100m ² 以上200m ² 未満 | 6 | 2 | | 2 | | 2 | 897.70 |
| 200m ² 以上500m ² 未満 | 2 | | | 1 | | 1 | 508.44 |
| 500m ² 以上1,000m ² 未満 | 1 | | | | | 1 | 571.90 |
| 1,000m ² 以上 | 2 | 1 | | | | 1 | 20,745.02 |
| 合計 | 24 | 3 | 0 | 6 | 3 | 12 | 23,236.37 |

※未利用財産に区分する財産は15件あるが、飛び地を含む複数筆で一つの財産を構成しているものについては1筆を1件として集計している。

4 監査結果に対する指摘事項

(1) 公有財産台帳の整備の徹底について

財産台帳の記載内容に誤りがあるなど、適正に処理が出来ていないものについては、速やかに是正及び改善を行うとともに、台帳価額の記載及び価額の改定など、今後、規則に則った事務処理を徹底されたい。

(2) 境界標等設置の推進について

境界確定事務が停滞する原因としては、現状の管理運営上は特段の支障がないことや、事務に必要な配置人員の不足、費用負担が見込まれることに加え、隣地所有者との協議が整わないなどの問題が推察される場所であるが、将来、紛争の原因や処分時の障害となることから、境界標が失われているものについてはその回復に努めるとともに、計画的な境界確定事務の実施に努められたい。

(3) 日常の維持管理の強化について

市有財産を常に良好な状態におくためには、日頃からその維持、保存に十分留意する必要がある。しかしながら、適切な財産管理を怠ることにより、貸付目的以外の利用や無断利用、また、不法占拠など、様々な問題が生じる可能性があることから、問題の早期発見と事故防止のためにも、定期的な見回りによる現況確認及び利用状況の調査を実施するとともに、必要なものについては、第三者による不法行為を防止するためのフェンスやチェーンポールなどの進入防止柵を設置するなど、管理体制の強化を図られたい。

(4) 不法占拠の解消について

現在、不法状態にあるものについては、占有物の撤去手続きや進入防止策を施すなど早期の対策が求められる。不法占拠を長期間放置しておくことにより、原状回復に要する事務量の増加や事務の困難性が高まることが予想されることから、日常の維持管理を強化するとともに、不法占拠状態が明らかに認められる場合は速やかに適切な措置を講じ、適正な維持管理を徹底されたい。

(5) 貸付料の算定について

貸付料の算定手続については、おおむね適正に処理が行われていたが、所管課によっては貸付料の算定方法の一部に誤りが見られたことから、今後は、規則に則った事務の執行を徹底されたい。また、同一の用途に供するもので貸付方法が異なるものが認められたが、これについては、市の事業内容に基づいて貸付方法が決定されるなど、個々の事案によって異なる取扱いとなる止むを得ない事情も推察されることから、現行の貸付方法が現在の環境に照らして適切であるか、貸付条件の見直しも含め、今後の取扱いについて検討されたい。

(6) 契約手続事務の適正な執行について

貸付財産の契約書及び決裁手続きについては、おおむね適正に処理がなされていたが、今回、契約手続上の不備が明らかとなったものについては、速やかに是正するとともに、新たに契約が必要なものについては、早急に契約手続きを完了されたい。

(7) 財産管理区分の見直しについて

市が直接利用している財産や、道路、水路、公園などのように、公共的な用途に利用されている財産については、将来に渡ってその用途に変更が見込まれないのであれば、財産区分の見直しや所管換えを行うなど、利用実態にあった維持管理について検討されたい。

第 10 監査意見(むすび)

今回の行政監査は、公有財産の範囲が広範にわたることから、普通財産に限定し、主にその管理運営が適正かつ効率的であるか、またその運用方法が公平に行われているかというところに主眼を置き、監査を実施したものであり、その運用面については、第 9 の 4 でいくつかの問題点を指摘したところである。

市有財産の管理に関する事務は、過去にも教育用地や道路の利用について住民監査請求が提出されるなど、市民にとっても非常に関心が高く、また、その適正かつ効果的な管理が、行財政運営の経済性・効率性の向上に繋がることから、特に重要な行政事務の一つであると言える。

そうした意味においても、市有財産は市民から負託された大切な財産であることを念頭におき、適切な財産管理事務の執行に努められるとともに、以下の点に留意され、今後、事務の執行に取り組まれない。

1 公有財産台帳について

(1) 台帳での管理について

公有財産台帳は、紙媒体によって整備されており、取得当時から現在に至るまでの財産の異動状況が記載されている。台帳によっては、かなりの年数が経過しており、劣化しているものや、また修正を重ねることで現状が分かりにくいものも見受けられる。また、管財課の台帳と管理指定された課の副本との内容が合致しないものがあるなど、紙媒体での台帳管理に限界が生じているものと考えられる。

こうした状況を受け、平成 22 年より所管課において財産台帳の電子媒体化への移行作業が順次進められ、平成 26 年 4 月の運用開始を予定しているとのことである。

今後、公有財産情報の全庁的な共有化が進められることにより、遊休地の一元管理の実施など、公有財産の的確な把握による効率的な財産管理事務の執行が期待される場所であるが、事務の精度を高めるためにも、定期的に通知を発出するなど運用方法の統一及び職員の意識の向上を図るとともに、利用実態の調査をはじめ、財産情報の継続的な更新を徹底するなど、公有財産の効率的な管理運営に一層取り組まれない。

(2) 台帳価額の登載について

現在、国においては、新地方公会計の一層の推進に向け、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入等を図るための具体的な検討が行われているところである。

こうした中、本市においても、平成 22 年（平成 20 年度決算）から総務省改定モデルによる連結財務諸表を作成し、財務情報をホームページにより開示するなど、新地方公会計制度への対応を図ってきたところであるが、一層の導入については、その効果がすぐには現れないことに加え、事務量の増大に伴う財政的な負担及び人的資源の不足などの課題があげられているところである。

しかしながら、資産価値を適切に把握することは、市民に対する市の財政状況のより具体的な開示を可能にするとともに、公共施設の維持管理や更新、未利用財産の売却促進や資産の有効活用を図るうえでも非常に有益な情報となり得ることから、今後導入が検討されている新地方公会計制度に沿った運用が可能となるよう、公有財産台帳への価額の登載及び定期的な価額の改定について、計画的な実施に努められたい。

(3) 貸付契約における自動更新条項の定めについて

契約期間の定めはあるものの、「契約期間満了後、双方に異議がない場合は 1 年間契約を更新し、以降も同様とする」という旨の規定（自動更新条項）を設けた契約が、無償貸付である使用貸借契約書において散見された。

当該条項を適用することによって、当初の契約締結から現在まで自動更新を続けた結果、その期間が最も長いもので 50 年近くに達するものもあった。

財産の貸付事務を執行するに当たっては、契約当初の活用方針を維持すべきかについて、定期的に検証することが必要であり、将来、方針を変更すべき事情が生じることが十分に考えられる。

また、こうした貸付期間の長期化は、契約内容の形骸化や当該財産に対する管理意識の低下を招くとともに、貸付方針を変更する際に相手方との交渉が難航するなど事務処理の停滞にも繋がり得るものであり、財産の効率的な活用と適切な維持管理を実施する上で望ましくないものである。

建物の建設を目的として賃貸借を行う場合など借地借家法が適用される長期借地権の存続期間は 30 年とされるが、無償により使用貸借契約としている契約には借地借家法の適用がないことから、自動更新条項により契約期間を更新している財産については、貸付期間を明示したうえで、自動更新条項の定めのない新たな契約を締結するよう早期改善に努められたい。

(4) 長期貸付財産の管理について

貸付財産の中には、有償・無償を含め、20 年を超える長期貸付を行っているものが数多く見受けられたところである。これらの財産の中には、特定の個人が利用するものや営利活動に供するもの、また、市の福祉施策に寄与する事業に供するものであっても、特定の利用者が有料で利用しているものもあることから、将来に渡って市の利用が想定されない財産については、行政が保有し、管理を実施する意義を失ったも

のであると考えられる。

こうしたことから、長期に渡って貸付を行っている財産については、公有財産としての保有目的の正当性及び妥当性を改めて検証し、市が保有する必要のないものについては、可能な範囲で売却を進めるなど、今後の管理方針について見直しを検討されたい。

(5) 未利用財産の活用について

未利用地の活用方法については、多くの市民から注目される問題であり、前述のとおり、本市においては、徳島東工業高校跡地他 14 件、23,236.37 m²の未利用地が存在する。これら未利用地の中には、中心市街地に近く、広大な敷地を有する財産がある一方で、100 m²に満たない狭小地や、一定の面積はあるが接続道路が狭いもの、また、残地などの不整形なものなど、売却処分や貸付を困難にする地理的・地形的な理由により、長期間活用が出来ていないものも認められるところである。

しかしながら、普通財産として所有するからには、市の貴重な経営資源として、その経済的価値を最大限発揮させることが求められることから、今後の活用計画を検討中のもので、その具体化に長期間を要するものについては、計画決定までの間、暫定的な利用を積極的に推進するとともに、引き続き、公有財産活用推進会議等において売却処分や貸付けについての方法を十分に検討するなど、市有財産の有効活用に一層の努力を傾注されたい。

資料1 監査対象財産一覧

| 監査対象部局 | 監査対象所属 | 財産所在町丁 | 土地・建物の別 |
|--------|--------|--------------------|---------|
| 財政部 | 管財課 | 鮎喰町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 鮎喰町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 鮎喰町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 一宮町西丁 | 土地 |
| | 管財課 | 一宮町西丁 | 土地 |
| | 管財課 | 一宮町東丁 | 土地 |
| | 管財課 | 応神町東貞方字貞光 | 土地 |
| | 管財課 | 応神町吉成字西吉成 | 土地 |
| | 管財課 | 応神町中原字宮ノ東 | 土地 |
| | 管財課 | 応神町吉成字西吉成 | 土地 |
| | 管財課 | 応神町吉成字有天, 字長田 | 土地 |
| | 管財課 | 大原町大神子, 笹ヶ谷, 浜, 寺谷 | 土地 |
| | 管財課 | 大原町浜 | 土地 |
| | 管財課 | 方上町下中山, 勝占町半谷 | 土地 |
| | 管財課 | 金沢二丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 上八万町上中筋 | 土地 |
| | 管財課 | 上八万町東山 | 土地 |
| | 管財課 | 上八万町東山 | 土地 |
| | 管財課 | 加茂名町庄山 | 土地 |
| | 管財課 | 川内町旭野 | 土地 |
| | 管財課 | 川内町旭野 | 土地 |
| | 管財課 | 川内町中島 | 建物 |
| | 管財課 | 川内町大松 | 土地 |
| | 管財課 | 川内町北原 | 土地 |
| | 管財課 | 北田宮二丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 北田宮三丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 北出来島町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 国府町井戸字前野 | 土地 |
| | 管財課 | 国府町府中字古池 | 土地 |
| | 管財課 | 国府町矢野字南内 | 土地 |
| | 管財課 | 国府町日開字中 | 土地 |
| | 管財課 | 国府町日開字南 | 土地 |

資料1 監査対象財産一覧

| 監査対象部局 | 監査対象所属 | 財産所在町丁 | 土地・建物の別 |
|--------|--------|-----------|---------|
| 財政部 | 管財課 | 国府町南岩延字西野 | 土地 |
| | 管財課 | 国府町矢野字松はし | 土地 |
| | 管財課 | 庄町5丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 庄町5丁目 | 建物 |
| | 管財課 | 末広五丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 末広五丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 鷹匠町3丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 鷹匠町3丁目 | 建物 |
| | 管財課 | 鷹匠町3丁目 | 建物 |
| | 管財課 | 多家良町小路地 | 土地 |
| | 管財課 | 津田西町1丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 津田本町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 津田本町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 津田町1丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 寺島本町西1丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 中徳島町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 中常三島1丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 中徳島町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 中徳島町2丁目 | 建物 |
| | 管財課 | 入田町大久, 金治 | 土地 |
| | 管財課 | 入田町海先 | 土地 |
| | 管財課 | 万代町7丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 万代町7丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 福島一丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 福島一丁目 | 建物 |
| | 管財課 | 不動西町3丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 不動東町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 不動本町2丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 南昭和町7丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 南昭和町7丁目 | 建物 |
| | 管財課 | 名東町1丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 大和町二丁目 | 土地 |

資料1 監査対象財産一覧

| 監査対象部局 | 監査対象所属 | 財産所在町丁 | 土地・建物の別 |
|--------|----------|----------------|---------|
| 財政部 | 管財課 | 大和町二丁目, 叡広二丁目 | 土地 |
| | 管財課 | 論田町本浦上 | 土地 |
| 市民環境部 | 市民環境政策課 | 西須賀町下中須 | 土地 |
| 保健福祉部 | 保健センター | 応神町吉成字西吉成 | 土地 |
| | 保健センター | 応神町吉成字西吉成 | 建物 |
| | 障害福祉課 | 国府町中字松ノ本 | 土地 |
| | 障害福祉課 | 万代町6丁目 | 土地 |
| | 障害福祉課 | 万代町6丁目 | 建物 |
| | 介護・ながいき課 | 助任本町4丁目 | 土地 |
| | 介護・ながいき課 | 助任本町4丁目 | 建物 |
| | 介護・ながいき課 | 住吉四丁目, 東吉野町3丁目 | 土地 |
| | 介護・ながいき課 | 不動西町3丁目 | 土地 |
| | 保護課 | 南沖洲五丁目 | 土地 |
| | 保育課 | 伊賀町1丁目 | 土地 |
| | 保育課 | 伊賀町1丁目 | 土地 |
| | 保育課 | 大原町中須 | 土地 |
| | 保育課 | 北出来島町1丁目 | 土地 |
| | 保育課 | 蔵本元町2丁目 | 土地 |
| | 保育課 | 国府町早淵字池久保 | 土地 |
| | 保育課 | 八万町法花 | 土地 |
| | 保育課 | 福島一丁目 | 土地 |
| | 保育課 | 南佐古三番町 | 土地 |
| | 保育課 | 南前川三丁目 | 土地 |
| 都市整備部 | 広域道整備課 | 応神町古川字戎子野 | 土地 |
| | 広域道整備課 | 応神町古川字中道 | 土地 |
| | 広域道整備課 | 応神町西貞方字鷹ノ橋 | 土地 |
| | 広域道整備課 | 川内町榎瀬 | 土地 |
| | 広域道整備課 | 川内町北原 | 土地 |